保険医療機関・保険薬局の指定更新について

関東信越厚生局千葉事務所

健康保険法第68条により、保険医療機関・保険薬局の指定は、指定の日から起算して６年を経過した時にその効力を失うこととされています。したがって、当該日以降も引き続き保険診療・保険調剤を行うためには、同法第68条の２に該当する保険医療機関・保険薬局（※）を除き、指定更新の申請を行う必要があります。

※以下のいずれかに該当する保険医療機関・保険薬局については、別段の申出がない限り、指定の更新の申請があったものとみなされます。

①開設者が個人であって、当該開設者以外に勤務医・勤務薬剤師がいない保険医療機関・保険薬局

②開設者が個人であって、勤務医・勤務薬剤師が当該開設者の親族（同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹）のみである保険医療機関・保険薬局

指定更新の申請を行う必要のある保険医療機関・保険薬局におかれましては、**当事務所よりご案内の文書を送付いたしますので、当該案内が届いてからご対応いただきますよう**お願い申し上げます。

＜参考＞

**健康保険法**

（保険医療機関又は保険薬局の指定の更新）

第六十八条　第六十三条第三項第一号の指定は、指定の日から起算して六年を経過したときは、その効力を失う。

２　保険医療機関（第六十五条第二項の病院及び診療所を除く。）又は保険薬局であって厚生労働省令で定めるものについては、前項の規定によりその指定の効力を失う日前六月から同日前三月までの間に、別段の申出がないときは、同条第一項の申請があったものとみなす。

**保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十二年厚生省令第十三号）**

（厚生労働省令で定める保険医療機関及び保険薬局）

第九条　法第六十八条第二項に規定する厚生労働省令で定める保険医療機関又は保険薬局は、保険医である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保険医療機関又は保険薬剤師である薬剤師の開設する保険薬局であつて、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの又はその指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているものとする。